平成２７年９月

和歌山暮らしの情報アンテナ　第 21 号

平成２７年度　総会記念講演会　　講師　垣田　達哉氏

「食べ物の情報に踊らされないために！」

発行元：NPO 法人　消費者サポートネット和歌山

平成２７年５月２３日、今年は消費者問題研究所代表の垣田達哉氏をお招きし、「食べ物の情報に踊らされないために！」という題で、総会記念講演会が行われ、50 名以上のたくさんの方々が参加されました。

講演は、異物混入事件のお話から始まりました。カップ焼きそばにゴキブリが丸ごと１匹混入していた事件、ファーストフード店の商品に機械の破片や歯が混入していた事件です。これらの事件では、メーカー、飲食店が、調査をすると原因がわかったにもかかわらず、それを怠り、まず消費者を疑ったということを伺いました。

次に、信用性が高かった高級ホテルが起こしたメニュー表示偽装事件の話に移りました。牛脂入り加工肉を和牛ステーキ、ロブスターを伊勢エビ、バナメイエビを芝エビと表示する等、４７品目で偽装が行われ、約８万人の消費者がだまされました。この事件では、ホテルは事実が明るみになったあとも、誤表示であるなどと主張し、消費者を軽視した態度を取っていたということです。

このような一連の事件を受け、食品表示の法律をめぐる動きも加速しているそうです。不当な表示を行った事業者に対して課徴金を課すという制度等を内容とする改正景品表示法が近々施行されるとの説明がありました。また、今年４月から、容器包装された加工食品の栄養表示を義務化する食品表示法がすでに施行され、これにより、食塩相当量の表示が義務づけられて、食塩の量をチェックすることが可能となりました。

もっとも、食品表示にもからくりがあるとのことです。生鮮食品の産地は、農産物では収穫地を指し、種の産地は関係がないこと、畜産物では、育ったところが産地で、外国産でも日本で育てば日本産になる等です。また、加工食品は原料原産地表示については、例えば、うなぎ加工品は、かば焼きは表示義務があるのに、ご飯にのせるうな重では表示義務がなくなると聞き、驚きました。

最後に、先生は女性の勘により良いものを選ぶと、良い社会がやってくると結ばれました。ただ、経験により養った勘で食品表示偽装を見抜くのはハードルが高そうです。また食品表示についてもからくりを見抜くには、消費者は相当賢くなる必要があります。そこで、国会や行政にも、飲食店に対する抜き打ち調査の導入や食品表示の改正が求められると感じました。

消費者サポートネット和歌山が内閣府特命担当大臣表彰を受賞しました

有識者を招いた講演会や研修会の開催、啓発講座への講師派遣、情報誌による情報発信を行い、消費者被害の未然防止、拡大防止に意欲的に取り組み「自立した消費者の育成」に中心的な役割を果たすとともに、和歌山県消費生活センターをはじめ県内１３市町の相談業務を受託し、県内各地域の消費者保護施策の推進にも積極的に協力していることが評価されました。

表彰状

あなたは消費者利益の擁護及び増進のための支援活動に積極的に尽力し特に顕著な功績を挙げられましたよってその功績をたたえここに表彰いたします

平成二十七年五月二十日

内閣府特命担当大臣　山口俊一

消費者の法律豆知識　第２０号

3回の定期購入になっていたダイエット食品

（事例）

ネット通販でダイエット食品を申し込んだ。自分としては試しに１回だけのつもりで買ったのに、昨日また商品が代引きで送られてきた。２回目は申し込んでいないので商品を受取拒否したが、心配になって業者に連絡したところ「３回の定期購入になっている。そのことはＨＰに記載しているので、今からキャンセルするとなると違約金がかかる」と言われた。どうしたらよいか。

（アドバイス）

最近、ネット通販等で健康食品や、化粧品等を販売する手法として、３回以上の定期購入を条件とする販売方法を取っている業者がしばしば見受けられます。商品の安さを強調する広告に気を取られ、商品の販売条件をよく読まないで注文してしまったことが原因ですが、通信販売で購入した場合、クーリング・オフは適用されません。従って、広告に「３回の定期購入」と書かれていれば、一方的な解約はできず、業者と話し合うしかありません。

尚、電話勧誘販売でも同様のトラブルはありますが、セールストークの問題点や、契約書等に問題がある場合も多く見受けられますので、何かあれば消費生活センターに相談しましょう。

サポートネットのトピックス

コインパーキング～利用する前に確認を～

駅の近くにあるなどコインパーキングは便利なものですが、看板の大きな料金表示だけを見て利用すると想定外の高額な利用料金になるかもしれません。

① 看板に「１日最大〇〇円」「１時間当たり△△円」と書かれたコインパーキングに２日間駐車した。〇〇円の２日分だと思っていたが、請求されたのは〇〇円の１日分とその後の時間経過分の料金だった。

② 「１日最大〇〇円」と看板に書かれていたが、「１日」とは駐車後２４時間ではなく、駐車当日の２４時までという意味だったので高額になった。

③ 休日に看板の料金を見て駐車した。精算時、高額な料金の表示に驚き看板を見直すと小さく「平日のみ」と書かれていた。

このほかにも「駐車券を紛失したら高額な料金を請求された」、「おつりがでない精算機だった」といった苦情があります。このような苦情を受け、日本パーキングビジネス協会は平成２６年９月にガイドラインを発表しました。利用料金や利用条件など分かりやすく表示すること、大きく理解しやすく表示することなど改善策を示されましたが、トラブルを完全に防げるものではありません。

利用の際は、大きく表示された料金のほかに時間帯などの利用条件の記載内容もよく確認しましょう。駐車券がある場合には精算時まで大切に保管しましょう。また、禁止事項の書かれた利用規約もありますので違反行為とならないように利用する前に確認することが大切です。事業者のホームページで利用規約を確認できる場合もあります。